

令和7年度第1回知立市スポーツ推進審議会 議事録

1. 開催日時

令和7年9月26日（金） 午後3時～午後4時

2. 開催場所

知立市役所4階 第4会議室

3. 出席者

（出席）

山下委員、鈴木委員、前田委員、手塚委員、坪井委員、木下委員、石原委員

（欠席）

三浦委員、甲斐委員

事務局

教育長、教育部長、生涯学習スポーツ課長、生涯学習スポーツ課長補佐兼スポーツ振興係長、
スポーツ振興係員

4. 議事次第

- ・小中学校体育館空調設備設置にともなう設備使用料の策定について

5. 議事要旨

1 あいさつ	
事務局	（開会あいさつ）
教育長	（教育長あいさつ）
事務局	・初めての方もいらっしゃいますので、各委員の皆さまに自己紹介をお願いします。
各委員	（自己紹介）
事務局	（自己紹介）
2 会長および副会長の選任について	
事務局	・規則第3条第2項の規定により、会長は委員の互選となっています。どなたか立候補、あるいは推薦される方はございますか。
委員	・知立市スポーツ協会代表の鈴木委員を推薦したいと思います。
事務局	・鈴木委員の推薦がありました。他にございませんでしょうか。 ・ご意見もないようですので、鈴木委員を会長とすることにご賛同いただける方は拍手をお願いします。
各委員	（全員拍手）
事務局	・それでは、鈴木さん会長の席へ移動をお願いします。 ・続いて、規則第3条第2項の規定により、副会長は委員の中から会長が任命

	することとなっています。鈴木会長、副会長のご指名をお願いします。
会長	・ 知立市スポーツ推進委員協議会の木下さんをお願いしたいと思います。
議題「小中学校体育館空調設備設置にともなう設備使用料の策定について」	
会長	・ 議題「小中学校体育館空調設備設置にともなう設備使用料の策定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	・ 議題の説明をさせていただく前に、「小中学校体育館空調設備設置にともなう設備使用料の策定について」について、スポーツ推進審議会へ諮問させていただき、ご意見をいただきたいと思います。諮問書を教育長から会長へお渡しさせていただきます。
教育長	(諮問書を会長へ渡す)
事務局	・ 議題「小中学校体育館空調設備設置にともなう設備使用料の策定について」を説明します。
事務局	(資料説明)
会長	・ 事務局よりご説明いただきました。ご意見やご質問等があればよろしく願います。
委員	・ 今回導入する空調はガス方式とのことですが、停電になっても使えるものですか。
事務局	・ 今回、災害時に強いという点からガスを採用しました。停電時でも最低3日間は空調を使えるというメリットがあります。
委員	・ 資料について、午前と午後、午後と夜間など通しで利用する場合は、その合間時間の費用(1時間500円)も請求するということになっていますが、午後と夜間で借りた場合に関しては、合間の時間がないので、追加費用は発生しないということでしょうか。
事務局	・ その通りです。資料の文章の中で、「午後と夜間」という記載について、午後と夜間には合間の時間が無いため費用は発生しないことから、こちらは表記誤りです。「午前と午後通しで使用する場合は」に記載の方は変更させていただきます。
委員	・ 利用者の安全の観点から、28度までは施設を貸す側が環境づくりをするという形が望ましいと思います。 ・ 小中学校の体育館を半面で貸している中で、半面の料金設定が無いとA面の人がお金を払って、B面の人払わないなど矛盾が出てくると思います。 ・ 料金ですが、夜間17時からとありますが、実際平日は小学校18時、中学校18時30分開始だったと思います。実際は何時から利用できますか。
事務局	・ 学校体育館の空調は体育館全体に空調を効かせる設計のため空調の半面利用の設定はありません。料金については利用団体へのヒアリングの中で、基本的に話し合いの中でやっていただけるということは伺っております。 ・ 学校との取り決めにより、平日の夜間は小学校が18時から、中学校が18時30分からという設定になってます。
委員	・ 夜間は全時間使うことが少ない中、この一律の時間を当てはめて料金を設定

	してしまうと、使う人からクレームが来るんじゃないかと思います。
事務局	・同様の運用をしている近隣市に状況を確認したところ、片面利用の団体による空調に関する問題は特に生じていないという回答を得ており、今回このような設定をしております。 ・今回空調の片面利用の設定が無い理由としまして、現状設置予定になっている空調について片面側だけを涼しくするということができないということで、今回は全面利用というのが前提条件になっております。
委員	・1つのフロアで2つのグループが片面ずつ使うというケースもあると思いますが、この場合2つの団体が料金を折半して空調費を負担するという徴収の仕方は想定していますか。
事務局	・現状まだ運用が始まっていない状況でありますので、徴収方法についても検討させていただければと思います。
委員	・28度までは施設利用料として入れますよという形にしておけば問題は起きないのではないのでしょうか。
事務局	・学校の体育館ですと温度管理が難しいという状況があります。 ・施設使用料の中に空調使用料を含めることも検討しましたが、空調を使わない団体にも請求することとなり、今回の形となっております。 ・その分料金設定につきましては、他市に比べると安く設定しています。
委員	・片方の団体が空調をつけていて、もう片方の団体が本当は空調を付けたいが、料金を払いたくないのでいらないと言って、恩恵を受けることも考えられるが、そのあたりはどう考えていますか。
事務局	・運用の話になりますが、使いたくないという団体がいれば、他の空いている体育館に移動してもらうか、聞き取りをするなどの対応が必要かと思います。
委員	・基本的に熱中症指数が基準を超えると運動中止としている中で、公共施設として、この指数以上であれば空調を入れないと施設を使えないという基準が必要ではないかと思います。 ・片方の団体が空調入れているのに、もう片方の団体が窓を開けてしまい空調の効率下がるということも考えられるのではないのでしょうか。
事務局	・今後、近隣市の状況を見ながら、空調を入れないと利用できないといった条件についても、検討課題として考えていただきたいと思います。
委員	・使用料に関して、平日に関して小学校は18時から、中学校18時30分からということですが、それにもかかわらず、空調使用料の夜間の計算が17時から21時30分というところが、問題ではないかと思いました。
事務局	・平日の小学校が18時からというのは児童クラブが校内に併設されてるところがあり、中学校が18時30分からというのは部活動の問題で、学校長との話し合いの中で決められた時間帯になっております。 ・施設使用料に関しては、利用団体にご理解いただきながら平日も休日も同じ料金で運用しております。 ・今回の空調料金は各時間帯の枠を使う上での設定となります。例えば夜間に

	ついて、17時から使う方も、19時からしか使わない方も、基本的には施設の使用料及び空調の使用料は同一料金になります。
委員	・基本的には夜間の方が涼しい中、空調使用料が高い点に違和感があります。夜間の料金は検討が必要だと思います。
事務局	・ご指摘のとおり、夜間が午後と比較して高いのは違和感を覚える部分かと思います。夜間については、特に平日は学校側と利用のシステム調整が必要な時間帯でもありますので、修正検討させていただきます。
委員	・今回の料金設定は空調代の半分を市が負担するという事で、利用者に有利な設定をしていると思います。 ・空調のオンオフについては、使用する人たちが行うのでしょうか。
事務局	・基本的には事前の申請に基づき、福祉アリーナ事務室において遠隔システムでオンオフを設定します。 ・当日使いたい場合は、体育館の職員が操作することも可能ですが、月曜日は体育館が休館で対応できないため、あくまで事前申請であるということを周知していく必要があると思います。
会長	・他にございませんか。ないようでしたら、議題「小中学校体育館空調設備設置にともなう設備使用料の策定について」の採決をとります。賛成の方は挙手願います。
各委員	(全員挙手)
委員	・賛成多数のため議題は可決とします。答申につきましては、わたくしに一任してください。 ・議題が終了しました。進行を事務局へ変わります。
4 その他	
事務局	・以上を持ちまして、令和7年度第1回知立市スポーツ推進審議会を終了いたします。ありがとうございました。

ー以 上ー